

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行なうため、提案の応募希望者を公募する。

2025 年 5 月 21 日

須坂市長 三木 正夫

1 業務名 須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業業務委託

2 目的

本業務は、物価高騰の影響を受ける消費者の負担軽減及び市内店舗での消費喚起を図るとともに、市外からキャッシュレス決済利用者と呼び込み地域消費の拡大を図ることを目的とする。

3 業務委託の期間

契約締結日から 2026 年 2 月 27 日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書兼誓約書提出時において、以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかったものとみなす。
- (3) 企画提案書の提出期限において、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成 30 年 1 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (5) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- (6) 法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 過去 5 年間に、国（公団を含む。）、地方公共団体、商工団体または実行委員会等と本業務と種類及び規模を同等の契約を締結し、誠実に履行した実績を（グループ会社を含め）1 回以上有していること。

5 参加申請書類

- (1) 参加申込書兼誓約書
- (2) 会社等概要書
- (3) 納税証明書、決算書（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）
- (4) 法人にあっては登記簿謄本（提出日から 3 か月以内に発行されたもの）
- (5) 同種又は類似の業務履行実績（5 年以内、契約書表紙など証する書類写し）

6 その他

詳細は須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業業務委託事業者募集要項を参照してください。
上記参加申請書及び募集要領を必要とされる方は、電子メールにて下記までご連絡ください。

7 問合せ

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係
〒382-0911 長野県須坂市大字須坂 1295 番地 1（須坂駅前シルキービル 2 階）
電話：026-248-9005（課専用） 平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時
電子メール：syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp